

第 11 回草津市農業委員会総会  
会 議 録

平成 30 年 5 月 10 日

第 11 回 草津市農業委員会総会 会議録

開会 平成30年5月10日（木） 午後1時30分～

第 1 会議録署名委員の指名

第 2 報告第 14 号

農農地法第4条第1項第7号の規定による届出の報告について（報告）

第 3 報告第 15 号

農農地法第5条第1項第6号の規定による届出の報告について（報告）

第 4 報告第 16 号

農地変更届出について（報告）

第 5 議第 15 号

農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて  
提案説明、案件に関する質疑、採決

第 5 議第 16 号

農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて  
提案説明、案件に関する質疑、採決

## 農業委員

### 1. 会議に出席した委員

1 番	鈎 孝幸	2 番	中村 繁樹	3 番	福井 義隆
4 番	松井 保男	5 番	中島 由富	7 番	山本 英裕
8 番	山元 幸夫	1 2 番	中西 真由巳	1 4 番	堀 裕子

### 2. 会議に欠席した委員

6 番	久保 昇	9 番	井上 忠彦	1 0 番	本間 道明
1 1 番	杉江 善博	1 3 番	小川 雅嗣		

## 農地利用最適化推進委員

### 会議に出席した委員

なし

### 3. 会議に出席した職員

事務局長	杉江 茂樹	参事	舟木 朋宏	主査	中鹿 誠
------	-------	----	-------	----	------

事務局長 定刻となりましたので、ただいまから農業委員会総会を開催いたします。  
現在、6番 久保 昇委員、8番 山元 幸夫委員、9番 井上 忠彦委員、  
10番 本間 道明委員、11番 杉江 善博委員、13番 小川 雅嗣委員  
が事前に欠席の報告をいただいている方を含めまして欠席でございますが、  
出席委員は農業委員14名中 8名で定足数に達しておりますので、総  
会は成立しておりますことを御報告します。

また、傍聴人はおられません。

なお、議案説明については、個人情報の関係から個人が特定されない表現  
で説明等を行いますので、御了承願います。

また、委員の皆様が御説明いただくときも同様にお願いします。

それでは、農業委員会憲章の唱和をお願いします。

( 農業委員会憲章の唱和 )

事務局長 ありがとうございます。

それでは、会長よろしく願いいたします。

会長 本日は皆さん御多用の中、委員会に御出席いただきまして誠にありがとう  
ございます。日頃は農業委員会活動に御理解、御協力いただきまして厚く御  
礼申し上げます。

さて、田植え本番ということで、認定農業者の方は多忙を極めていると思  
います。今日は欠席されておられます。

今年から減反施策の廃止ということで、いよいよ農業も一つの事業として  
外界に出るということにならうかと思えます。農業そのものは国民の生活  
を支える元でありますので、やりがいのある事業であります。皆さんの今後  
に期待していきたいと思っております。

それではただいまから、第11回 草津市農業委員会総会を開会します。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布いたしておきましたとおりで  
ありますので、これを御了承願います。

それでは、これより日程に入ります。

日程第1 会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、会議規則第19条第2項の規定により、議席番号7番  
山本 英裕 委員、議席番号14番 堀 裕子委員、以上の兩人を指名いた  
します。

次に、日程第2 報告第14号「農地法第4条第1項第7号の規定による

届出の報告について」を議題とし、事務局より、報告事項の朗読と説明を願います。

事務局

それでは、報告第14号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について説明いたします。

この届出は、市街化区域内の自己使用目的に伴う転用です。今月の届出は2件です。議案書は2ページでございます。

はじめに番号1番は、届出人がマンション居住者専用の露天駐車場を整備するため、本人が所有する青地町地先の登記地目 田、現況 畑および雑種地の土地3筆、計420㎡を転用されようとするものです。

当該届出地は、現況は畑と雑種地となっておりますが、西・北側の境界にはコンクリートブロックの構築物を設置することにより作物被害は出ないとのことです。また車両の進入は自己所有の南側マンションの敷地から行われるそうです。雨水は、敷地内会所柵を設け、南側の自己所有マンションの敷地内側溝に放流されます。

届出地周囲は、本人が所有する宅地、田であり、隣地承諾を得なければならない農地はございません。

また、以前に当該届出地に温室を建築する際に届出を行うのを失念していたことについて、顛末書の提出がありました。

次に、番号2番は、届出人がマンション共同住宅を建設するため、本人が所有する若竹町地先の登記地目 田、現況 畑の土地1筆、485㎡を転用されようとするものです。

建設する共同住宅は1棟3階建、延床面積753.34㎡です。敷地周囲は、宅地、道路であり、隣地承諾を得なければならない農地はございません。雨水は前面道路側溝へ放流されます。

また、当該届出地に広告看板が設置されていることについて、顛末書の提出がありました。

本議案については、市街化区域内にあることから、農地法第4条1項7号により届出を出されたものであります。

最後に、本届出については、「農地法関係事務処理にかかる処理基準」第6の3の(2)の届出を受理しない場合に該当しないため、本議案の受理については、問題ないものとし、番号1番につきましては4月11日付け、番号2番につきましては3月23日付けにて、専決規定に基づき、局長専決により受理しております。

会長

以上で事務局の説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。

( 質問・意見なし )

会長 発言が無いようですので、報告第14号を終わります。  
次に、日程第3 報告第15号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出の報告について」を議題とし、事務局より、報告事項の朗読と説明を願います。

事務局 続きまして、報告第15号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について説明いたします。

この届出は、市街化区域内の農地の売買、贈与、賃貸借ならびに使用貸借等の権利移転等に伴う転用です。今月の届出は2件です。議案書は3ページでございます。

はじめに番号1番は、市内で不動産業を営む譲受人が住宅敷地を造成するため、譲渡人が所有する野路7丁目地先の登記地目 田、現況 畑の土地1筆、236㎡を売買にて取得されようとするものです。

計画では、敷地周囲はコンクリートブロックおよび側溝で囲まれており、整地後にアスファルト舗装されます。

雨水排水は、東側の市道側溝に勾配をもたせ、放流されます。

敷地周囲は、宅地、道路であり、隣地承諾を得なければならない農地はございません。

次に、番号2番は、市内で不動産業を営む譲受人が土地区画整理事業に伴う住宅用地とするため、譲渡人が所有する南笠町地先の田5筆、計3、138㎡を売買にて取得し、転用されようとするものです。

これによる仮換地は、合計で1,945㎡であり、所在は91街区14、61街区9、61街区10、68街区1、61街区8であります。

当該届出地は、大津湖南都市計画・南草津プリムタウン土地区画整理組合が平成28年1月29日に滋賀県から設立の認可を受け、同日、市街化調整区域から市街化区域に編入され、埋蔵文化財発掘調査を終え、現在、土地区画整理事業に伴う作業を行っており、今回届出がされたものです。

周囲は、農地ではありますが、土地区画整理事業のエリアでありますことから隣地承諾を得なければならないものではありません。

本議案については、市街化区域内にあることから、農地法第5条1項6号により届出を出されたものであります。

最後に、本届出については、「農地法関係事務処理にかかる処理基準」第6の3の(2)の届出を受理しない場合に該当しないため、本議案の受理につ

いては、問題ないものとし、番号1番につきましては4月10日付け、番号2番につきましては3月27日付けにて、専決規定に基づき、局長専決により受理しております。

会長 以上で事務局の説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。

●番  
●● 番号2番ですが、5件の換地ですが、1件の受付でよろしいのですか。

事務局 1件の受付で対応させていただいております。

●番  
●● 構わないということですね

事務局 はい。

会長 他にございませんか。

( 質問・意見なし )

会長 発言が無いようですので、報告第15号の報告を終わります。  
次に、日程第4 報告第16号「農地変更届出について」を議題とし、事務局から報告事項の朗読と説明を願います。

事務局 報告第16号 農地変更届出について説明いたします。  
この届出は田から畑へ、地目を変更されようとするものです。  
今月の農地地目変更届出は1件です。議案書の5ページを御覧ください。  
番号1番は、届出人が新堂町地先の田、1筆、556㎡を田から畑へ変更されようとするものです。  
当該農地は、農地法第5条許可申請の関連で今回届出された農地であり、根入れとして現状から45cm盛土して畑地に変更されます。  
これまでは、米つくりをされておられましたが、今後は、きゅうり、キャベツ、トマト、なすび等の野菜を栽培されるとのことでした。  
なお、届出地の周囲は、道路、田、水路であり、農地の所有者からは隣地承諾を得ておられます。

以上、農地地目変更届出について、添付書類等確認いたしました。不備等なく受理いたしましたので、御報告いたします。

会長 以上で事務局の説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。

( 質問・意見なし )

会長 発言が無いようですので、報告第16号の報告を終わります。  
次に、日程第5 議第15号「農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて」を議題とし、事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 続きまして、議第15号 農地法第4条第1項の規定による申請について説明させていただきます。

この申請は、市街化調整区域内の自己使用目的に伴う転用です。

今月の申請は2件です。議案書は、6ページです。

はじめに、番号1番は、申請人が里道の付替えをするために、本人が所有する岡本町地先の登記地目 田、現況 雑種地の土地2筆、計35㎡を転用されようとするものです。

当該申請人が所有する畑地のほぼ中心に里道が走っており、一体利用をするために里道を付け替えるとのこと。

雨水排水については、道路側溝を設置されます。

申請地の周囲は、田であり、農地の所有者からは隣地承諾を得ておられません。

立地基準による判断については、申請地は農業振興地域の白地であり農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地で市街化が見込まれることから第2種農地と判断されます。

また、申請地以外に周辺の他の土地で目的が達成できる土地はありません。

また、一般基準については、既に里道の付替えが完了していることから、費用が発生しないことにより事業の目的は果たされるものと判断されます。

また、今回の転用許可を得ずして、里道の付替えを行ったことによる顛末書の提出があります。

よって本議案を許可することについては、農地法第4条第6項に該当しないことから許可相当と考えます。

次に番号2は、申請人が敷地の拡張をするために、本人が所有する新堂町地先の田1筆、17㎡を転用されようとするものです。当該申請地は、次に



説明します農地法第5条許可申請と合わせて申請されたものです。

今回、申請人の娘さん御夫婦が専用住宅を建築するにあたり、境界を確認したところ現住所の屋根が一部食み出しており、この部分を住宅敷地として転用されようとするものです。

なお、敷地周囲は、本人が所有する宅地、田であり、隣地承諾を得なければならない農地はございません。

立地基準による判断については、申請地は農業振興地域の白地であり農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地で市街化が見込まれることから第2種農地と判断されます。

また、申請地以外に周辺の他の土地で目的が達成できる土地はありません。

また、一般基準については、費用が発生しないことにより事業の目的は果たされるものと判断されます。

よって本議案を許可することについては、農地法第4条第6項に該当しないことから許可相当と考えます。

以上2件、添付書類等確認いたしました、不備等なく考えますので、御審議賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

会長

以上で事務局の説明が終了しました。

ただいまの事務局の説明に関連して、担当委員から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

受付番号61番の案件につきましては、議席番号●番 ●●委員お願いします。受付番号58番の案件につきましては、議席番号●番 ●●委員お願いします

●番  
●●

受付番号61番の案件につきまして説明させていただきます。図面を見ていただいて分かりますように、北側の方が既に造成が出来ていて、当該部分だけがもう少し雑種地のまま残っているという状況です。里道が敷地の真ん中にあるので、それを東側の方に移したいという案件でございます。現場確認いたしましたところ、隣地の承諾も得ておられますし、水路の方も確保されておられますので、特に支障になるものはないと判断させていただきました。以上です。

●番  
●●

2番の件でございますが、手前の農地が報告第16号で上がった土地でございます。

次の議第16号で質疑していただきますが、今、家が建っている右奥に娘さんの家を建てる予定でございます。その間の土地に本家の軒が出ているということで、敷地を少し増やすということで、わずか17㎡になりますが、

先に転用したいということでございます。

先日、推進委員の●●さんと2人で現地確認しましたが、何ら問題ありませんので、よろしく申し上げます。

会長            ちょっとすいません。●●委員さんが説明されました岡本の件ですが、既に付け替えされていたのですね。町内会とか許可はされていますよね。

●番            はい。2年ほど前に手続きは終わっています。土地の造成をして、里道の  
●●            付け替えの手続きだけが残っていました。

今回、忘れていた手続きをやりたいと聞いています。

会長            顛末書の提出はなかったのですか。

事務局長        失念していたという趣旨の顛末書が付いていました。

会長            他にございませんか。

( 質問・意見なし )

会長            無いようでありますので、質疑を終結します。

採決に入ります。ただいま議題となっております本案件を原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。

( 挙手多数 )

会長            挙手多数であります。

よって、議第15号「農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて」は原案のとおり決定いたしました。

次に、日程第6 議第16号「農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて」を議題とし、事務局から議案の朗読と説明を願います。

事務局        続きまして、議第16号 農地法第5条第1項の規定による申請について説明させていただきます。

この申請は、市街化調整区域内の農地の売買、贈与、賃貸借ならびに使用貸借等の権利移転等に伴う転用です。今月の申請は1件です。議案書は、7ページです。

番号1番は、借人が専用住宅を建築するため、貸人が所有する新堂町地先の田1筆、535㎡を使用貸借にて借受けし、転用されようとするものです。

借人の御夫婦は子供2人、両親、弟とともに7人で暮らしており、現在の住居では手狭になり住みづらくなったため、マイホームの建築を考えられました。木造2階建ての専用住宅を計画されています。

なお、敷地周囲は、貸人が所有する宅地、田、道路であり、隣地承諾を得なければならない農地はございません。

立地基準による判断については、申請地は農業振興地域の白地であり農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地で市街化が見込まれることから第2種農地と判断されます。

また、申請地以外に周辺の他の土地で目的が達成できる土地はありません。

また、一般基準については、事業見積書と金融機関の融資証明書の提出があり、事業の目的が果たされると判断されます。

よって本議案を許可することについては、農地法第5条第2項に該当しないことから許可相当と考えます。

また、都市計画法第29条が該当しておりますので開発行為の許可との同時許可となります。

以上1件、添付書類等確認いたしました。不備等なく考えますので、御審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

会長

以上で事務局の説明が終了しました。ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

受付番号60番の案件につきまして、議席番号●番 ●●委員をお願いします。

●番  
●●

先ほどの件に続きまして、当該地の周りは自己所有の畑と宅地、西側も宅地になりまして、問題になる農地等はございません。

先日、推進委員さんと一緒に現地確認させていただきましたが、2人とも問題なしということで結論を出しております。よろしくお願い申し上げます。

会長

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。

ただいまの、事務局及び地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。

( 質問・意見なし )

会長

無いようでありますので、質疑を終結します。

採決に入ります。ただいま議題となっております本案件を原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。

( 挙手全員 )

会長

挙手全員であります。

よって、議第16号「農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて」は、原案のとおり決定いたしました。

以上で、本日の会議に付議された許可等の各案件は、すべて議了されたものと認めます。

閉会 午後2時00分

草津市農業委員会会議規程第19条

第2項によりここに署名する

平成30年5月10日

会 長 中島 由富 \_\_\_\_\_

署名委員 山本 英裕 \_\_\_\_\_

署名委員 堀 裕子 \_\_\_\_\_